

(2006年度産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会中央環境審議会自主行動計画フォローアップ専門委員会合同会議(平成19年2月22日))

IV. 今後の課題等

本年度の自主行動計画フォローアップに関する審議内容を踏まえ、今後、以下の課題について、政府及び産業界において適切な対策を講ずるべきである。

なお、来年度のフォローアップについては、目標達成計画の評価・見直しに係る中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合の最終とりまとめ時期が本年12月の予定であることを踏まえ、本年秋頃を目途に、その結果をとりまとめることとする。また、自主行動計画及びそのフォローアップのあり方については、目標達成計画の評価・見直しにおいても重要な論点の一つであるため、今後、必要に応じ、本合同会議及び関係WGを機動的に開催することとする。

1. 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等

(1) 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

未だに自主行動計画を策定していない業種(以下、「未策定業種」という。)に対しては、環境省(及び必要あれば内閣官房。以下同じ。)とともに、当該業種を所管する関係各省庁が具体的・積極的な働きかけを行い、自主行動計画の策定を促進すべきである。特に、排出量が大幅に増加している業務・運輸部門の対策は極めて重要であることに鑑み、サービス(非製造)分野における各業種が同計画を策定することは有意義である。また、私立病院・私立学校等の未策定業種についても積極的な策定が必要である。

また、日本経団連においても、加盟している未策定業種に対し、計画の策定を一層促すとともに、業務・運輸部門も含めた経団連全体としての削減目標の設定を行うことが期待される。

(2) 定性的目標の定量化等の促進

経団連に加盟していない業種、特に業務・運輸部門の業種の中には、自主行動計画が策定されているにも関わらず、CO2排出量・エネルギー原単位等による定量的な数値目標が設定されていないものがある。これらの業種に対しても、環境省とともに、当該業種を所管する関係各省庁が具体的・積極的な働きかけを行い、

CO2 排出量・エネルギー原単位等による定量的な数値目標の設定など、定性的目標の定量化等を促進すべきである。

また、関係各省庁は、所管業種に対し、目標指標の推移及び排出実績の把握・公表等を徹底させ、自主行動計画の実効性を向上させるべきである。

(3) 政府による厳格なフォローアップの実施

自主行動計画が策定されているにも関わらず、未だに所管省庁によるフォローアップが行われていない業種について、環境省は、当該業種を所管する関係各省庁に対し具体的・積極的な働きかけを行うとともに、当該関係各省庁は速やかに政府によるフォローアップの対象とすべきである。

その際、自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性を向上させるため、当該業種を所管する関係各省庁は、議事内容公開を前提とする審議会等の透明な手続きの下、厳格なフォローアップを徹底すべきである。また、関係各省庁は、よりの確かつ効果的な評価を行うため、毎年度、各業種に対するフォローアップを行い、直近における正確な実態把握に努めるべきである。

(4) 目標引き上げの促進

設定された定量的目標の水準を、現時点（直近年度）において超過している業種（以下、「目標達成業種」という。）については、より高い目標の設定に取り組むことが強く期待される。本年度、初めて本格的に合計8業種が目標を引き上げたところであり、これらの各業種の取組を高く評価したい。

目標達成業種が目標を引き上げない場合は、2010年度見通しの根拠とその理由を明示することが求められる。他方、目標を引き上げる場合は、引き上げ幅についても合理的根拠を示しつつ、現時点における実績水準以上の意欲的な新目標を設定することが必要である。いずれの場合も、目標指標及び水準に関する合理性・透明性を高めることが重要である。業務・運輸部門の業種も含め、目標達成業種に対しては、環境省とともに、当該業種を所管する関係省庁は厳格なフォローアップを行い、目標の引き上げを促進すべきである。

また、日本経団連においても、加盟している目標達成業種に対し、目標引き上げを積極的に促すことが期待される。

2. 目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上

目標となる水準を、現時点において未だに達成していない業種については、今後の対策内容とその効果を可能な限り定量的・具体的に示すことが必要である。目標達成が困難となる場合に備えて京都メカニズムを活用する業種については、クレジットの取得量と取得時期について、可能な限り具体的な見通しを示すことが求められる。

3. CO2 排出量の削減を一層意識した取組の推進

エネルギー原単位やCO2 排出原単位の改善等を行うことにより、各国における地球温暖化防止対策の状況や我が国企業の国際競争力にも留意し、環境と経済の両立を図りつつ、地球温暖化防止のための努力を継続していくことは重要である。他方、しかしながら、京都議定書がCO2 排出量を目標としていることにも鑑み、本年度より評価基準として、CO2 排出量の増減を追加したことも踏まえ、原単位を目標としている業種を含め、各業種はCO2 排出量の削減を一層強く意識した積極的な取組を行うことが求められている。

したがって、原単位のみを目標指標としている業種は、CO2 排出量についても併せて目標指標とすることを検討すべきと考える。日本経団連においても、加盟業種に対しCO2 排出量による目標設定を促すことを期待する。

4. 業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化

業務部門、家庭部門及び運輸部門については、排出量が大幅に増加しているため、その削減を進めるためには、対策の抜本的強化が求められる。本社ビル等オフィスの省エネ対策や共同配送など産業界の業務・運輸部門における取組や、省エネ製品の開発・普及を通じた業務部門、家庭部門及び運輸部門への寄与について、各業種による更なる積極的な取組が必要である。

日本経団連は、業種横断的な対策について具体的な検討を行い、各業種による取組を支援・促進するとともに、加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおけるCO2 排出削減目標を包括的・業種横断的に設定することなどが期待される。また、会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組を促進することも併せて期待される。

産業界の業務・運輸部門における取組や業務部門、家庭部門及び運輸部門の排出削減への寄与については、可能な限り定量的効果を示すことが期待される。製品の開発・普及を通じた削減効果については、リサイクル、製造、使用段階などを通じたLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点を踏まえた定量化を行うことが重要である。

5. 国内外への情報発信

我が国の自主行動計画に基づく取組については、正確な理解に基づく国際的な認知を得るため、積極的に対外発信を行うべきである。

政府及び日本経団連は連携・協力して、フォローアップ結果等について英語によ

るHP掲載を行うなど対外発信に取り組むことが求められる。各業種においても、信頼性の高いデータに基づく国際比較を行うとともに、自主行動計画に基づく取組について積極的な対外発信を行うことが期待される。

国内においては、国民生活に身近な製品の開発・普及を担う業種を中心として、消費者等に対する分かりやすい情報発信を積極的に行い、消費者への普及啓発に努めるべきである。